

入学・修学貸付のご案内

利率(変動)
1.26%

多くのお子さんが、これから進学や進級の時期を迎えます。共済組合では、入学金や授業料を対象とした貸付を行っていますのでご利用ください。(被扶養者でないお子さんも対象となります。)

	入学貸付	修学貸付
対象の学校	学校教育法に規定する高等学校、大学、専修学校等	
対象となる費用	入学金 + 授業料、通学定期券、家賃 等	授業料 + 通学定期券、家賃 等
貸付限度額	給料の6月分 (最高200万円)	修業年限の年数を限度として、 1学年につき 年間180万円 ※学年毎の申請が必要となります。
償還方法・期間	給料・ボーナスから天引きして償還 償還表へ ※修学貸付は、貸付後すぐに償還を始めることも、修学期間中は元本の償還を据え置き(利息のみ償還)、卒業してから償還を始めることもできます。	
提出書類	<ul style="list-style-type: none">合格通知書又は入学証明書入学金、授業料等の金額、納付期限がわかるもの住民票又は戸籍抄本(注)	<ul style="list-style-type: none">授業料等の金額、納付期限がわかるもの住民票又は戸籍抄本(注)在学証明書

(注) 申込みの対象者が組合員又は組合員の被扶養者である場合は必要ありません。

貸付金の申込みから送金までの流れ

- ① 申込みに必要な書類を、職場の共済組合担当課の確認を経て共済組合へ提出
- ② 共済組合において内容審査、貸付の決定(決定通知書を発送)
- ③ 貸付申込書が到着した月の翌月末日に送金

申込書提出月 (末日締切り)	貸付金送金日	償還開始月
2月	3月末日	4月
3月	4月末日	5月

注意

学校からの合格通知及び校納金案内通知から納付期限までの期間が短い場合を除いて、既に納付済みの費用に対して貸付を行うことはできません。お早めに申し込みください。





【入学貸付・修学貸付 Q&A】



被扶養者でない子の入学貸付、修学貸付の申込みはできますか？

申込みの対象者が被扶養者でない子であっても貸付事業を利用することができます。その場合は、確認書類として戸籍抄本や住民票をご提出ください。

修学貸付の在学証明書は、申込み時の学年分を添付すればよいですか？

貸付対象学年の在学証明書が必要です。

入学・進級前の2月、3月に申込みを行うケースが多いと思われます。申込時に取得できない場合は、まず「在学証明書の事後提出について」を添付して貸付申込みを行い、入学後又は進級後に必ず「在学証明書」を提出してください。

修学貸付は4年間分を1度に借りることができますか？

学年毎の申請が必要となります。

4年間分を1度に借りることはできません。



校納金について、学校のHP上で示されるのみで、個人あての通知は届きません。提出書類はどうすればいいですか？

HP上の、「学校名」、「貸付対象年度の校納金の額」、「納付期限」が確認できる部分を印刷して提出してください。

年度中途に借りる場合の修学貸付の限度額はようになりますか？

修業年度の残月数1月につき15万円となります。

後期授業料借入れのため、9月に貸付申込みを行い10月貸付となる場合は、残月数6月×15万円で90万円が貸付限度額となります。

償還期間中に定年退職を迎えますが、貸付申込みは可能ですか？

可能です。退職時に、退職手当から貸付未償還金を一括償還していただきます。

※貸付事業について、詳しくは、[福祉事業](#) — [貸付事業](#) をご覧ください。

